令和８年度産業経済・消費生活課会計年度任用職員 募集要項

１　職名

消費生活相談員

２　募集期間

令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月２７日（金）まで

３　募集方法

目黒区公式ウェブサイトへ募集記事を掲載するほか、独立行政法人国民生活センター及び一般財団法人日本産業協会ウェブサイトに人材募集記事を掲載します。

また、ハローワーク（公共職業安定所）に求人票を提出します。

４　募集人数

１名

５　選考方法

書類審査・作文・面接

〇第一次選考　書類審査・作文

〇第二次選考　面接　※第一次選考合格者に対して１２月１５日（火）実施予定

６　応募資格

（１）次のア又はイの条件を有する者

ア　消費生活相談員資格（国家資格）を有する者

イ　不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の附則に基づく、消費生活相談員資格試験に合格したとみなされる者

（２）国籍・年齢の要件は設けていません。

（国籍は問いませんが、日本語で業務ができるかた。）

なお、下記ア～エのいずれかに該当するかたは受験できません。

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ　目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ　現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）に定める労働時間（１日８時間又は週４０時

間）を上回ることとなる者

また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に２つ以上兼ねることはできません。

７　職務内容

（１）　消費者意識啓発業務

（２）　消費生活に関する相談業務

（３）　その他特に所属長が認める事項

※パソコンの操作があります。

なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。また、同一勤務場所（課）において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。

８　職務系又は職種

事務系

９　雇用期間

令和９年２月１日から令和９年３月３１日まで

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証（勤務成績）に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度任用を行わない場合もあります。

10　勤務日及び休日

勤務日

月曜日から金曜日のうち４日間

休日

土曜日、日曜日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）及び祝日

ただし、あらかじめ消費者講座や消費生活展等で土曜日、日曜日、祝日に勤務を割り振られた場合を除きます。

11　勤務時間

１日の勤務時間　６時間（実働）

午前９時３０分から午後４時３０分まで

（正午から午後２時までの間の休憩１時間を含む）

12　勤務場所

目黒区消費生活センター

（住所：目黒区目黒２－４－３６　目黒区民センター１階）

※敷地内禁煙（目黒区民センターは屋内喫煙所１か所あり）

13　報酬額等

月額約２１６，７２３円（地域手当相当額を含む）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額を支給します。

報酬の支給日は、毎月１５日です。ただし、１５日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

14　休暇等

年次有給休暇は初年度２日です。勤務日単位または時間単位で取得できます。

この他に、夏季休暇、慶弔休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

15　服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

16　災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

17　社会保険及び雇用保険の適用

厚生年金、健康保険（東京都職員共済組合）、雇用保険が適用されます。

※任意継続

退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き１年以上組合員である必要があります。（任用期間が４月１日から翌年３月３１日までの１年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が１年を超える必要があります。）

18　その他

目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

19　応募方法

（１）　提出書類

ア 履歴書（市販の履歴書に最近６か月以内に撮影した顔写真を貼付したもの）

イ 作文

・テーマ 「区民サービス向上のため、消費者意識啓発業務や相談業務にどのように取り組みたいか、あなたの考えを述べてください。」

・文字数 １，２００字程度

・市販の原稿用紙、パソコン等で入力・印刷したものどちらでも可

ウ 上記６の資格を証するものの写し

（２）　提出期限

令和８年１１月２７日（金曜日）午後５時まで（必着）

（３）　提出方法

封筒に「消費生活相談員応募」と明記し、履歴書、作文及び資格を証するものの写しを目黒区消費生活センターへ郵送または持参してください。ご提出いただいた書類は返却いたしません。

20　郵送先・問い合わせ先

郵便番号１５３－００６３

目黒区目黒２－４－３６ 目黒区民センター１階

目黒区消費生活センター

電話番号 ０３－３７１１－１１３３

受付時間 月曜日から金曜日 午前９時から午後５時まで

以　　上